

中小事業者のための

# 電子帳簿保存法改正の 概要と実務対応 インボイス制度にも備えよう！

インボイス発行事業者登録申請は令和5年3月31日までです！

## ～電子帳簿保存法改正とインボイス制度の関連について理解する～

令和3年度の税制改正で、電子帳簿保存法の要件が緩和されました。(ただし2年間の猶予期間が予定されています)経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するためです。緩和された面がある一方、電子取引で「紙」での保存が不可となるなど今後の経営に影響を与える改正が含まれます。特に令和5年10月より運用されるインボイス制度とも関連の深い内容につき、インボイス制度についても本セミナーで解説致します。今後の経営に関わる重要なテーマなので、是非この機会にご参加下さい。

講師プロフィール

はやし ただし

林 忠史 氏

(有)マスエーエージェント代表取締役

人事管理、経営管理等各社の経営相談を行う傍ら社員研修実務セミナーの講師として全国各地で人気の講師。レポートも非常に多い。近著に『若手OLがいきなり会社の経理をまかされる』『一日でわかる経理』(いずれもKKベストブックス)がある。



### 講座内容

#### 1. 電子帳簿保存制度と改正のポイント

- \* 電子帳簿保存法の概要
- \* 電子帳簿保存法の改正内容
- \* 帳簿書類の電子保存
- \* 書類のスキャナ保存
- \* 電子取引の保存
- \* 電子化するメリット



#### 2. インボイス制度の概要

- \* 消費税の仕組みをおさらい
- \* 「仕入税額控除」と「免税事業者」
- \* インボイス制度導入で起こる変化
- \* インボイス制度がもたらす経理業務への影響

◆日時 令和4年 12月7日(水)  
14:30～16:30

◆会場 プラザ 杉の子  
(大館市有浦 1-7-55)

◆受講料 無料 (どなたでもご参加いただけます)

◆定員 25名 (定員に達し次第、締め切ります)

◆締切 12月2日(金)

**主催** 大館商工会議所

◆申込み・問い合わせ:  
大館商工会議所 商業観光課 TEL:0186-43-3111

### 【ご参加される皆さまへ】

必ずマスクを着用させていただきます様、お願い致します。また、発熱や風邪等の症状がある方、体調の悪い方のご参加はお控えください。セミナー実施に当たりましては、会場の換気・ソーシャルディスタンスに配慮した配席・消毒用アルコールの設置等、新型コロナウイルス感染予防に努めて参ります。

### 『インボイス制度と電子帳簿保存法改正実務対策』受講申込書

大館商工会議所 行 FAX:0186-49-0556

申込日(令和4年 月 日)

事業所名	T E L
所在地	
受講者氏名	(複数のご参加可能)